

「令和5年度宮城県オンライン居場所支援モデル事業業務」の企画提案に係る質問への回答

令和5年5月22日公開

	質問	回答
1	委託費には、一般管理費も計上可能か。	一般管理費も計上可能です。
2	支援対象者には、すでに相談支援機関につながっている当事者(本人・家族)も含まれるか。	基本的には、まだ相談支援機関につながっていない方、あるいは個別支援につながっているがその後の対面での居場所参加には躊躇がある方を想定しています。また、すでに相談支援機関につながっている方についても、オンラインによる居場所支援が適当であると判断される場合は対象として差し支えありません。 なお、オンライン居場所の利用者は本人を想定しており家族は含んでおりませんが、本人の利用を促すために家族からの相談に対応することは差し支えありません。
3	支援対象者には、仙台市に居住している者も含まれるか。	基本的には、県内にお住まいの方を支援対象者と考えておりますが、仕様書の年間想定人数の実12人は、仙台市以外の市町村に居住する方を想定しています。仙台市にお住まいの方からお問い合わせがあった場合は県にご相談ください。
4	オンライン居場所の開設・運営にあたっては、所謂メタバース空間でなく、Zoom等のアバター機能の活用も含まれるか。	アバターの操作及びチャット機能、音声通話状態を備えたクラウドオフィスサービス又は同等の機能を備えたサービスでオンライン居場所を開設することができれば種類は問いません。
5	オンライン居場所の運営内容に含まれる「学び支援」について、法人内の他事業に再委託することは可能か。または他事業への紹介で対応することは可能か。	業務の一部を他団体に再委託することは差し支えありませんが、他事業への紹介のみは認められません。
6	委託業務の内容の一つである「定期アセスメントの実施」について、どの程度の定期期間を想定しているか。	参加者の状態等を把握できる適当な期間の設定をお願いいたします。
7	法人内の他受託事業と場所、人員など按分して体制づくりをすることは可能か。	各事業の委託業務への対応が可能な範囲であれば、場所や人員等按分することは差し支えありません。
8	開設時間については、オンライン居場所の開設・運営に係る事務や休憩を含めて8時間程度と考えて良いか。	当事者向けの開設時間を原則8時間程度とします。開設時間中にスタッフが交代で休憩時間をとることは差し支えありません。
9	居場所利用経験者を招いてのイベントを導入して良いか。	オンラインによる居場所支援を実施していく上で効果的と考えられる取組については、導入して差し支えありません。